

＜普通預金（無通帳型）＞ 商品概要説明書

令和2年4月1日現在

1. 商品名	・きたしんすまーと通帳
2. 販売対象	・個人
3. 期 間	・期間の定めはありません
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・キャッシュカードを利用して、随時払戻しできます
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します ・ 年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・ 個人の利息には2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）の税金がかかります ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追徴されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・ 本商品（無通帳型）より「紙通帳型」に切り替える場合は、所定の再発行手数料をいただきます
9. 付加できる特約事項	・ 個人の方は「総合口座」へお預入れになりますと、最高700万円（ただし、預入定期預金合計額の90%以内）まで自動融資がご利用いただけます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率） ・ マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠（最高350万円）まで非課税でご利用いただけます
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・	苦情処理措置 紛争解決措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または北上信金苦情相談所（北上信用金庫 総務企画部 9時～17時、電話0197-72-7828）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記北上信金苦情相談所または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13. その他参考となる事項	・ 紙通帳は発行いたしません。スマートフォン等で、しんきん通帳アプリを利用して口座登録等を行うことで、口座情報等を閲覧できます ・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） ・ この預金は「普通預金規定」および「北上信用金庫無通帳口座に関する特約」によりお取扱します ・ 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください